

# 天使大学学則

## 第1章 総 則

### (設置の目的)

第1条 天使大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、全人教育をめざし、広く豊かな教養教育と看護及び栄養に関する専門の教育研究を行ない、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的及び応用的能力を發揮して社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

### (呼称)

第2条 本学則では、天使大学を「本学」と称する。

### (位置)

第3条 本学を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

### (自己点検及び評価)

第4条 本学は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組 織

### (学部学科並びに大学院等)

第5条 本学に次の学部を置く。

#### 看護栄養学部

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

看護栄養学部	看護学科	収容定員 348名 (入学定員 87名)
	栄養学科	収容定員 350名 (入学定員 85名、3年次編入学定員 5名)

3 本学に大学院を置く。ただし、大学院に関する学則は、別に定める。

### (図書館)

第6条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

## 第3章 職員組織

### (職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 本学に特任教員、嘱託教職員及び臨時教職員等を置くことができる。

4 前3項の教員及び職員の任用・昇任等については、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会及び教育研究評議会

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

5 教授会に関する必要な事項は、教授会規程に定める。

(教育研究評議会)

第10条 本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する必要な事項は、教育研究評議会規程に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) キリスト降誕祭 12月25日

(4) 創立記念日 12月8日

(5) 夏期休業 7月25日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月20日から翌年1月14日まで

(7) 春期休業 3月1日から3月31日まで

2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けること

ができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

### (修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、編入学、転入学、再入学又は転学科した学生の修業年限は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

### (最長在学年限)

第15条 学生は、その者の修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

## 第7章 入学

### (入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができます。

### (入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の学校教育を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

### (入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に教授会の意見を聴いて入学を許可する。
- 3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学、再入学)

第21条 本学への転入学又は再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目と単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が定める。

3 転入学又は再入学の資格及び選考等に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第21条の2 本学への編入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可する。

2 編入学を志願する者の資格、志願手続及び選考並びに編入学を許可された者の入学手続及び既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第21条の3 他の学科へ転することを志願する者があるときは、その学科に欠員がある場合に限り、選考の上、転学科を許可することができる。

2 転学科を志願する者の資格、志願手続及び選考並びに転学科を許可された者の既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第22条 授業科目を分けて、教養教育科目、学科専門教育科目及び教職に関する科目とする。

2 授業科目の種類・単位数等は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(履修単位)

第23条 学生は次の区分に従い、単位を修得しなければならない。

看護学科	教養教育科目	28 単位以上
	専門教育科目	98 単位以上
	計	126 単位以上
栄養学科	教養教育科目	28 単位以上
	専門教育科目	100 単位以上
	計	128 単位以上

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じて、授業及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項第2号のただし書きの規定に係る対象科目については、別に定める。

(単位の授与)

第25条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生の制度により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項により修得したものとして与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 本学学生で、第26条及び第27条に定める他の大学等での授業科目の履修を希望する者について、学長は教授会の意見を聴いて許可することができる。

(本学以外で履修した科目及び単位の取扱い)

第30条 第26条、第27条及び第28条により本学以外で修得した単位のうち、卒業要件として認定できる単位の上限は、編入学・転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとし、この取扱いに関する必要な事項は別に定める。

(成績)

第31条 授業科目の試験等の成績は、A・B・C・D及びFの5種の評語をもって表し、A・B・C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(履修規程等)

第32条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

## 第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事由により修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第34条 休学期間は、1年以内とし、やむを得ない事由がある場合には1年を限度として  
休学期間の延長を認めることができる。ただし、継続して2年を超えることはできない。  
2 休学期間は、通算してその学生の修業年限を超えることはできない。  
3 休学期間は、第15条の在学年限に算入しない。  
4 学長は、第1項の休学期間に休学事由が消滅した場合には、復学を許可することができる。

(転学)

- 第35条 他の大学への入学又は転入学をしようとする者は、所定の転入学願を学長に提出  
し、許可を受けなければならない。

(留学)

- 第36条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所定の留学願を学長に提出し、  
許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に含めることができる。  
3 外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位については、第26条第2項の規定を  
準用する。

(退学)

- 第37条 退学しようとする者は、大学所定の退学願を学長に提出し、学長の許可を受けな  
ければならない。

(除籍)

- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者について、学長は、関係学科又は科の教授会(以  
下「関係学科等教授会」という。)の意見を聴いて除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者  
(2) 第15条に定める在学年限を超えた者  
(3) 第34条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者  
(4) 長期にわたり行方不明の者  
(5) 死亡した者

(教授会への報告)

- 第38条の2 本章の規定に該当する者があった場合、学長は、遅滞なく教授会に報告する  
ものとする。

## 第10章 卒業及び学位等

(卒業及び学位)

- 第39条 学長は、本学に4年以上在学し、第23条に定める授業科目及び単位数を修得し  
た者には、教授会の意見を聴いて卒業を認定し、卒業証書及び学位記を授与する。  
2 前項の規定により授与する学位は、次の区分によるものとする。

看護栄養学部 看護学科 学士（看護学）  
栄養学科 学士（栄養学）

(免許及び資格の取得)

- 第40条 看護学科の学生で卒業要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、看

護師国家試験受験資格を取得する。

- 2 栄養学科の学生で卒業要件を満たした者は、栄養士法及び同法施行規則に基づき、栄養士免許証が交付され、また、管理栄養士国家試験受験資格を取得する。
- 3 栄養学科の学生で卒業要件を満たし、かつ、別表第4に定める栄養教諭養成課程を履修し、必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭一種免許状が授与される。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者について、学長は教授会の意見を聴いて表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関する必要事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者について、学長は教授会の意見を聴いて懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
- 3 前項の退学及び停学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当の理由がなく、出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 健康管理

(健康管理)

第43条 本学に学校医及び健康管理者を置く。

- 2 学校医及び健康管理者は、学校保健安全法に基づき学生の健康管理を行う。
- 3 健康診断、健康相談、疾病予防及びその他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第13章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学科等の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、関係学科等教授会の意見を聴いて研究生として受け入れを許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合には、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第45条 学長は、本学学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、各学科等の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、関係学科等教授会の意見を聴いて科目等履修生として受入れを許可することができる。

(特別聴講学生)

第46条 学長は、他の大学の学生で、本学において授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、選考のうえ、関係学科等教授会の意見を聴いて特別聴講学生として受入れを許可することができる。

(委託生)

第47条 学長は、本学において、他の大学、研究機関あるいは団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、各学科等の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、関係学科等教授会の意見を聴いて委託生として受入れを許可することができる。

(細部規定の委任)

第48条 第44条から前条までの規定に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 本学に、外国人留学生を受入れることができる。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第14章 入学検定料、入学金、授業料等及び教職課程履修費等

(入学検定料等の金額)

第50条 入学検定料、入学金及び授業料等並びに教職課程履修費及び栄養教育実習費の金額は、別表5のとおりとする。

(授業料等の納付)

第51条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納することができる。

(復学等の場合の授業料等)

第52条 学年の中途において復学した者は、その月から学期末まで、また入学した者は、当該期の授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年中途で卒業する場合の授業料等)

第53条 学年中途で卒業する者は、卒業する当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第54条 学期の中途で退学した者又は停学を命じられた者の当該期分の授業料等は、徴収するものとする。

(休学の場合の授業料等)

第55条 休学を許可され、又は命じられた者については、休学を許可又は命じられた学期の翌期（当該日が学期の初日の場合は当該学期）からの業料等を免除することができる。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第56条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に

定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第57条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付金の取扱い)

第58条 納付した入学検定料及び入学金は返還しない。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

## 第15章 特待・奨学制度

(特待・奨学制度)

第59条 特待・奨学のため、次の制度を設ける。

- (1) 特待生：学業・人物ともに特に優秀な学生は特待生と認め、授業料等を免除することができる。
- (2) 奨学生：修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況の急変等による経済的理由により修学が困難な者を奨学生と認め、奨学金を給付又は貸与することができる。
- (3) 給費生：修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況の急変等による経済的理由により修学が著しく困難な者を給費生と認め、給付金を給費することができる。

2 特待・奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

## 第16章 名誉教授及び客員教員

(名誉教授)

第60条 本学に、名誉教授を置くことができる。

- 2 名誉教授は、本学に多年にわたり勤務し、教育及び学術研究上特に功績のあった教授で、教授会の意見を聴いて学長が理事長に推薦する。
- 3 名誉教授に関する必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第61条 本学に、客員教員を置くことができる。

- 2 客員教員は、本学の教育及び学術研究の発展のため招聘した教員、研究者等で、教授会の意見を聴いて学長が理事長に推薦する。
- 3 客員教員に関する必要な事項は、別に定める。

## 第17章 公開講座等

### (公開講座等の開設)

第62条 本学において必要があると認めるときは、公開講座及び講習会等を行なうことができる。

2 公開講座等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第18章 補則

### (細則その他)

第63条 本学則の施行に当たって必要な細則等は、別に定める。

### (改正)

第64条 本学則の改正は、学長の意見を聴いて理事会が行う。

### 附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生については、改正前の学則による。

### 附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生については、第21条第2項別表第3は改正前の学則による。

### 附 則

本学則は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

### 附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前に入学又は2005年度以前に編入学した学生については、第21条第2項別表第1及び別表第2は改正前の学則による。

### 附 則

1. 本学則は、2005年4月1日から施行する。

2. 2004年度以前に入学または2006年度以前に編入学、転入学または再入学した栄養学科の学生については、第21条第2項別表第1及び別表第3は改正前の学則による。ただし、栄養教諭養成課程の履修については別に定める。

3. 前2項の定めにかかわらず、別表第3の臨地実習科目の履修については、2003年度入学及び2004年入学の栄養学科の学生にも適用する。

### 附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前に入学又は2007年度以前に編入学、転入学及び再入学した学生については、第21条第2項別表第2は改正前の学則による。

### 附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2008年3月31日以前に1年次に入学した学生並びに2010年3月31日以前に3年次に編入学した学生の授業科目の試験等の成績評語については、第30条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

- 1 本学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、2009年度から2011年度の間の看護学科の収容定員は、2009年度342名、2010年度334名、2011年度341名とする。
- 3 2009年3月31日以前に1年次に入学した学生並びに2011年3月31日以前に3年次に編入学した学生の授業科目及び履修単位については、第21条第2項及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2009年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 2008年度以前に入学した学生については、第21条第2項別表第4は改正前の学則による。
- 3 2010年3月31日以前に入学した学生については、第21条第2項別表第4及び第23条は改正前の学則による。

## 附 則

- 1 本学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前に入学した学生および2013年度までに3年次に編入学した学生については、第22条及び別表第2、第3は改正前の学則による。

## 附 則

本学則は、2012年8月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、2015年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2015年度以前に入学した学生については、第22条第2項別表第2は改正前の学則による。

## 附 則

- 1 本学則は、2018年4月1日から施行する。